

北海道函館商業高等学校（全日制）

学校いじめ防止基本方針

令和5年5月

1. いじめ防止基本方針

現在のいじめは、以前とは異なり、単なる冷やかしかからかい、暴力行為だけでなく、情報機器（携帯電話、スマートフォン、PC）などを利用した学校だけでは発見、対応できない困難な事案も増加してきている。また、いじめをきっかけに不登校や退学、または自ら命を絶つような事案も見られる。このような中、いじめへの対応は学校として大きな課題となっている。

そこで、いじめのない中で、生徒が充実した学校生活を送れるよう、日常の指導体制を整え、未然防止を図り、また、早期発見、早期解決に努めるため、北海道函館商業高等学校全日制「学校いじめ防止基本方針」を定める。

「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）

■ 「学校いじめ防止基本方針」

（第13条）学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

■ 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」

（第22条）学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

2. いじめの理解

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であり、当該行為の対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

*ポイント1： 「いじめられた」とする生徒の気持ちを重視する。

*ポイント2： 「心理的な攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」などの圧迫で相手に心理的な苦痛を与えることなど。

*ポイント3： 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなど。

*ポイント4： 「けんか」や「ふざけあい」などに潜む、表に現れにくい心理的な被害も見逃さない。

*ポイント5： 排他的感情や自己中心的感情を抱く生徒の心理状況を分析した指導

（2）いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめ」は、「絶対に許されない」、「いじめる側が悪い」。
- ・「いじめ」は、「どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」。
- ・「いじめ」の「未然防止は、学校・教職員の重要課題」である。

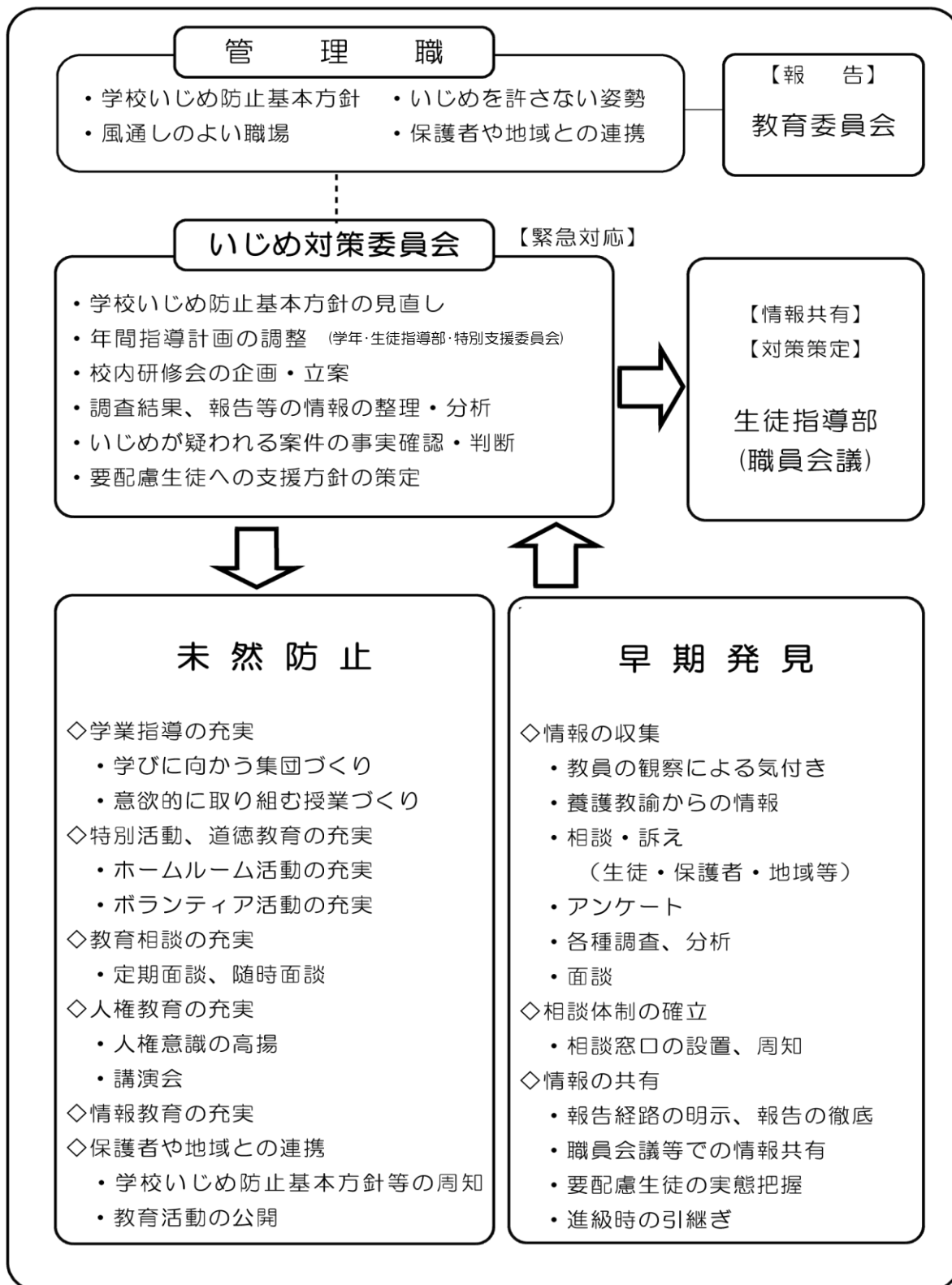
3. いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) いじめ対策委員会

校長、教頭、生徒指導部長、教務部、養護教諭、生徒指導部1名、各学年担任1名、スクールカウンセラーを構成員とする

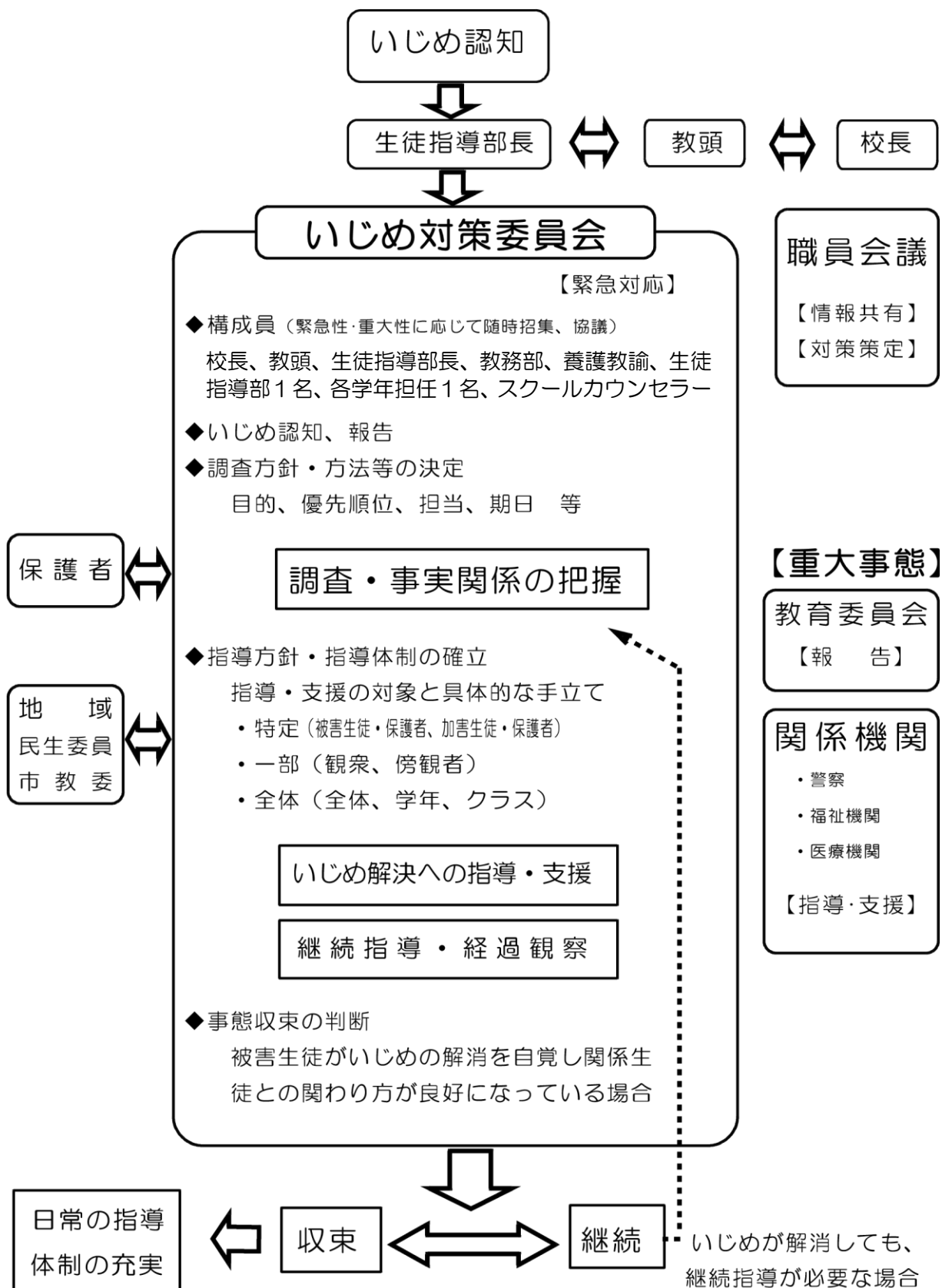
(2) 日常の指導体制（未然防止・早期発見と認知）

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



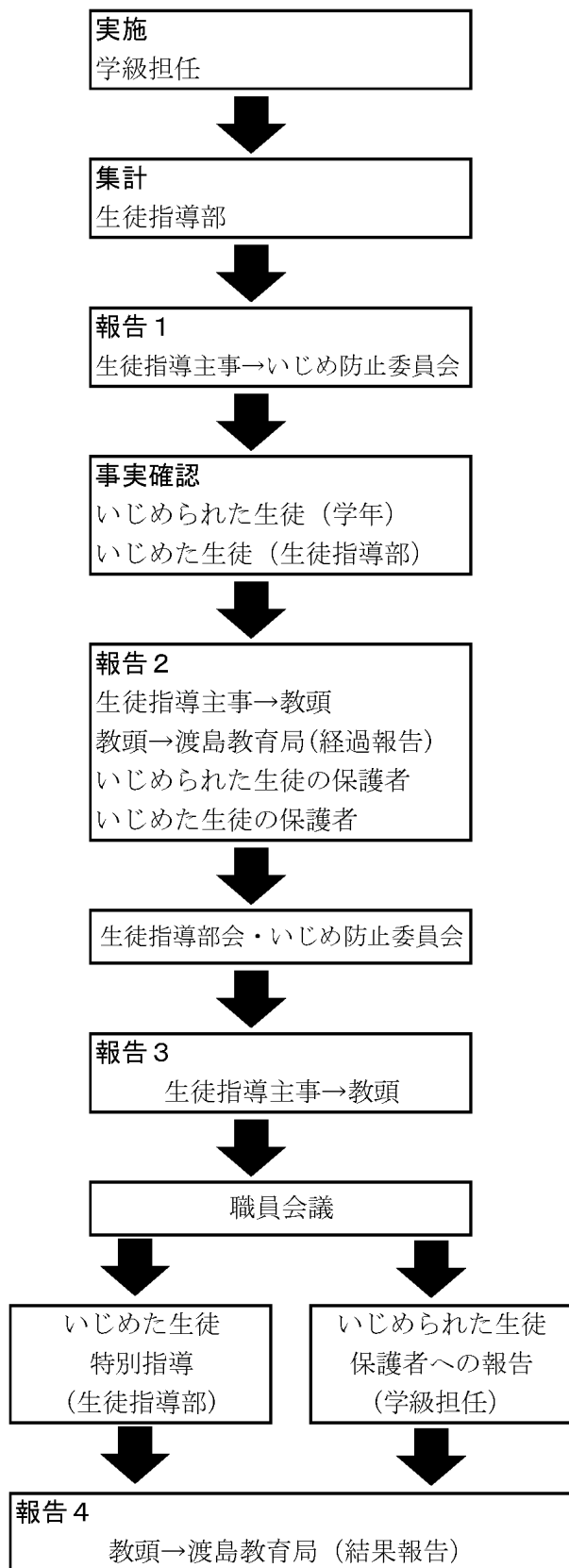
(3) 重大事態・緊急事態の組織対応（いじめを認知した場合の対応）

重大事態・緊急事態時の組織対応

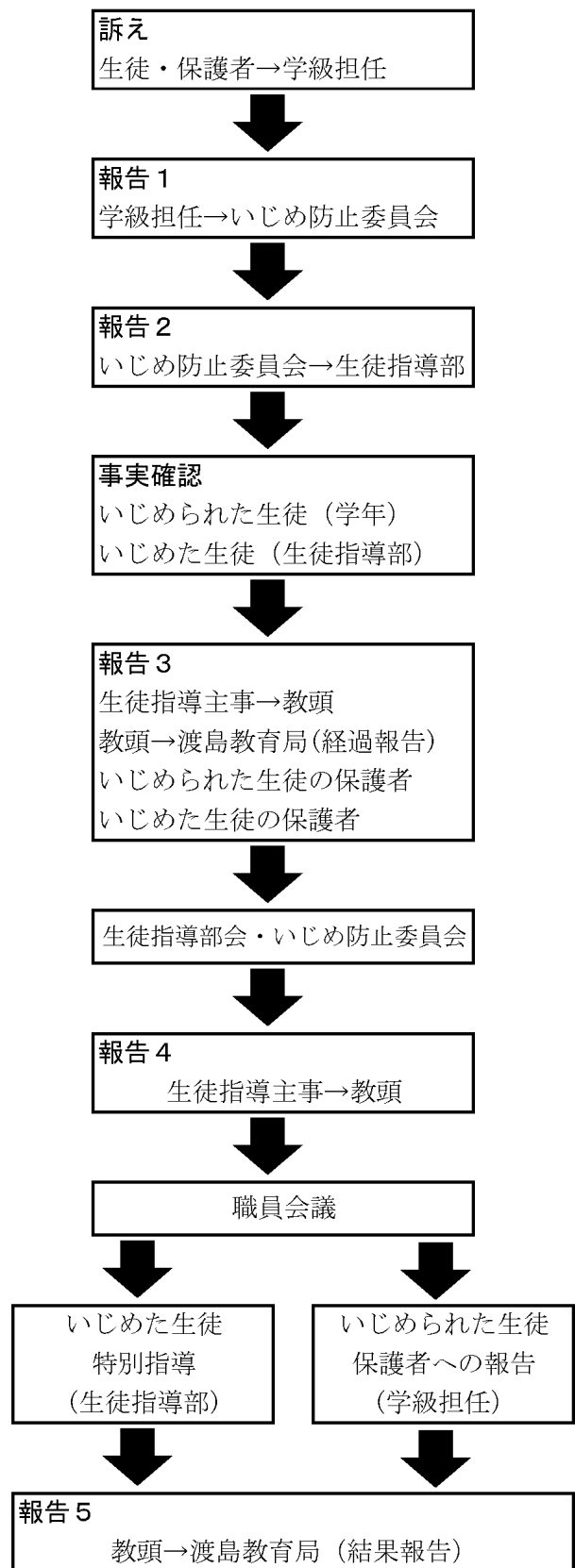


4. いじめに関する対応（図）

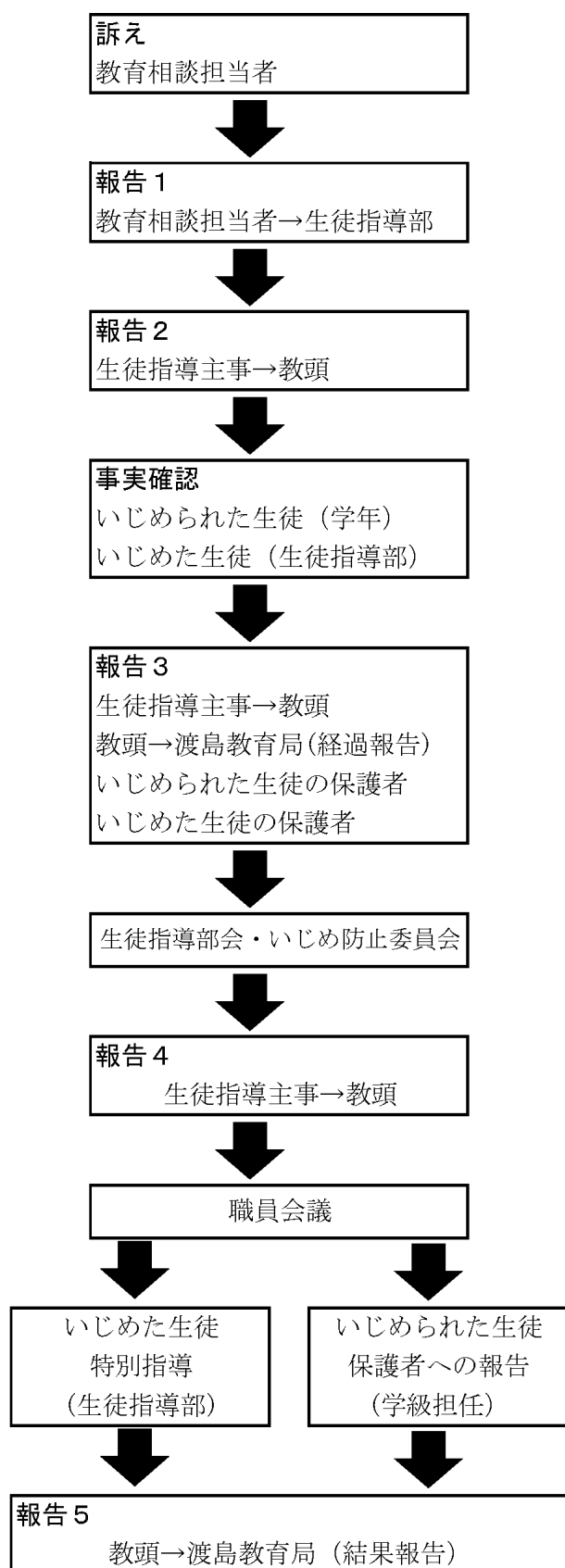
（１）アンケート調査で発覚



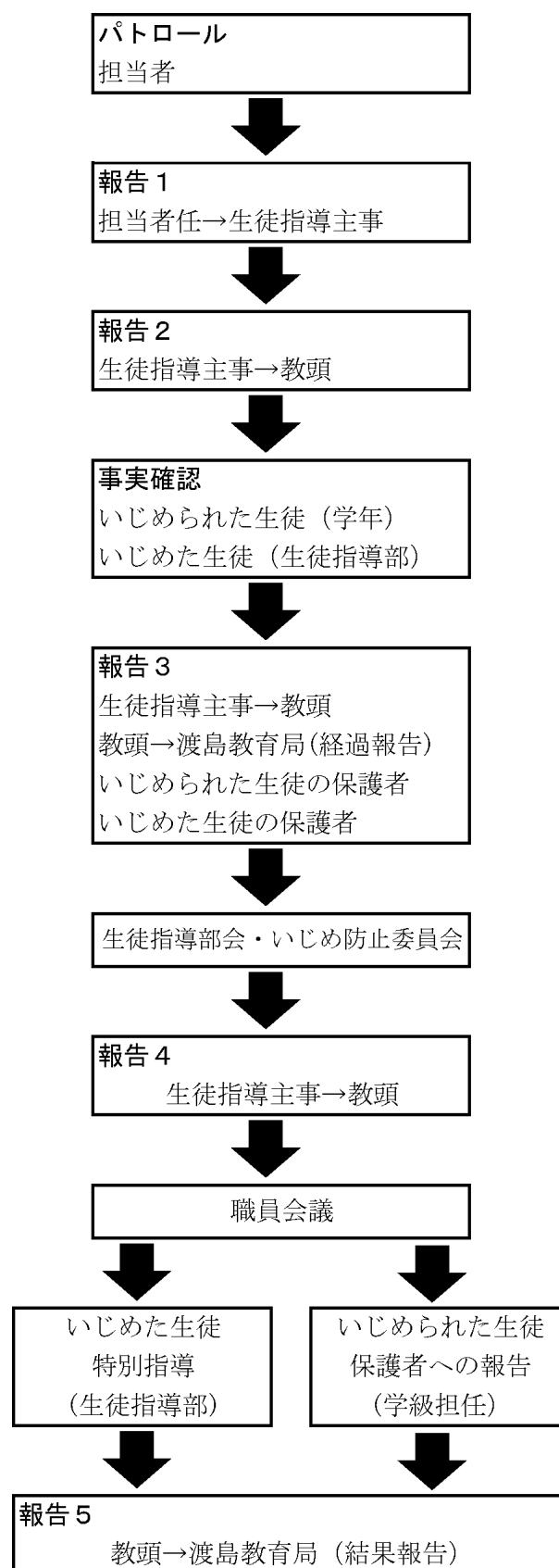
（２）生徒・保護者からの訴えで発覚



(3) 教育相談で発覚



(4) ネット(パトロール)で発覚



5. いじめの予防

教育活動全般を通して、生徒たちがそれぞれ居場所を見つけ、その中で主体的に活動に取り組む中で互いを認めあうことが重要である。また、授業の中でも生徒の主体的な取り組みを意識し、生徒全員が「わかる授業」を目指していくことが必要である。また、各種調査を通して、生徒理解に努めていくこと重要である。

- (1) 学習指導の充実
 - ・規範意識、帰属意識を高める集団作り
 - ・生徒に主体性を持たせる授業づくり
- (2) 特別活動、道德教育の充実
 - ・ホームルーム活動における人間関係づくり
 - ・各種行事の中での人間関係づくり
- (3) 教育相談の充実
 - ・面談の定期的実施（８月）
- (4) 情報教育の充実
 - ・商業科と連携して「情報モラル教育」の充実
- (5) 各種調査の充実
 - ・生徒理解調査の活用
 - ・ハイパーＱＵを利用した３年間の継続的な生徒の適応調査の実施
- (6) 保護者・地域との連携
 - ・いじめ防止対策推進法や学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・授業公開、行事公開、ＨＰでの教育活動の公開
- (7) 校内研修の充実
 - ・教職員の共通理解を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等（コンパスの活用等）に関する校内研修を行う。

6. いじめの早期発見

- (1) いじめ発見
 - いじめ行為を直接発見した場合はその行為をその場で止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。
- (2) いじめのサインの察知・・・別紙１，２
- (3) 家庭との連携
 - ・保護者と連携して、家庭での会話や行動から学校では見られない家庭でサインを見逃さないようにする。
- (4) 定期的調査の実施
 - ・いじめアンケートの実施（６月、１１月、随時）
- (5) 情報の共有
 - ・報告経路の明示、報告の徹底
 - ・学年会議、職員会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握（特に入学時）
 - ・各教科担任間の情報共有

7. いじめへの対応

(1) 生徒への対応

①「いじめられている生徒」への対応

- ・いじめられている生徒の苦痛に共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという立場で支援していく。

- ・まず、何よりも安全、安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、保護者も含め一緒に考える
- ・積極的に活動できる場面を設定する
- ・人間関係の構築を図る

②「いじめている生徒」に対しては、いじめは決して許されないという毅然とした態度で指導する。

- ・いじめの事実を確認し、認めさせる
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・他人の痛みを知ることができるよう指導していく
- ・必要により懲戒処分を与える

(2) 関係集団への対応

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

- ・面白がって見ている生徒は加害者と同じであるという意識を持たせる
- ・自分の問題として考えさせる
- ・自己有用感が味わえる集団作りに努める

(3) 保護者への対応

①「いじめられている生徒の保護者」に対しては、複数の教職員で対応し、絶対に許さない、全力で守り抜くという決意を伝え、誠意を持って対応にあたる。

- ・継続的な指導を約束する
- ・苦痛に対して、理解する姿勢を貫く
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

②「いじめている生徒の保護者」に対しては、事実確認後すぐに面談を行い状況の説明を行う。その後、保護者も含め背景、経緯を分析し直ぐに指導していく。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性があるとの認識を共有する
- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・行動が変わるには保護者の協力が必要であることを理解してもらう

③保護者同士の対応については、教職員、関係機関の仲介の中でお互いに不信感のないよう解決を図る。

- ・相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

(4) 関係機関との連携

①教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導や保護者への対応についての助言
- ・関係機関との調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われることがあるときは、直ちに通報し適切な援助を求める。
- ・犯罪等の違法行為がある場合がある。

③福祉関係機関との連携

- ・家庭での養育に関する指導・助言。 ・家庭での生徒の生活や環境の状況把握。

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談。 ・精神症状についての治療、指導・助言。

(5) いじめの内容

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(6) いじめの要因

- ①児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こる。
- ②児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こる。
- ③加害と被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化・深刻化する。
- ④いじめの衝動を発生させる原因
 - ・心理的ストレス
 - ・集団内の異質な者への嫌悪感情
 - ・ねたみや嫉妬感情
 - ・遊び感覚やふざけ意識
 - ・金銭などを得たいという意識
 - ・被害者となることへの回避感情などがある。

(7) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

- ・心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続している。※相当の期間とは少なくとも3ヶ月を目安
- ・いじめの被害の重大性等から必要な場合にはさらに長期の期間を設定する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる。
- ・苦痛を感じていないことを被害児童生徒本人及びその保護者に面談等で確認する。

解消している状態に至った場合であっても、再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることから、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒等を、日常的に注意深く観察する。

8. ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめ

- ・文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する。
- ・特定の生徒になりすまし、社会的信用を貶める。
- ・掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載する。 ※ 犯罪行為

(2) ネットいじめの予防

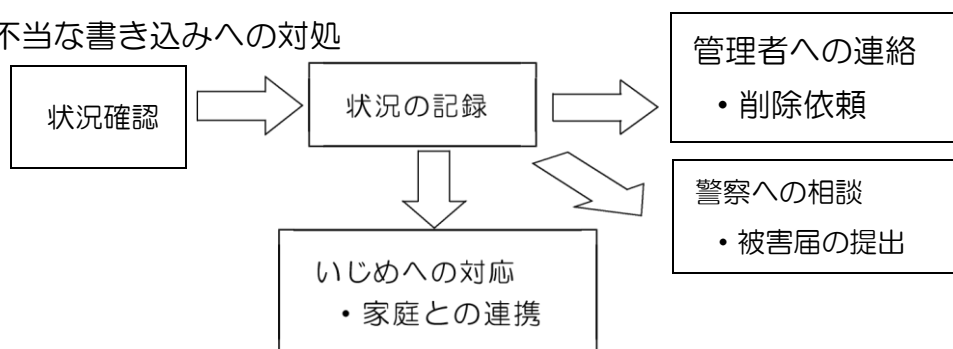
- ① 保護者への啓発
 - ・フィルタリングの推進
 - ・保護者の見守り
- ② 情報教育の充実
 - ・科目「情報」における情報モラル教育の充実
- ③ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

① ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

② 不当な書き込みへの対処



- ・ネット上の書き込み等での誹謗中傷、個人情報流出によるいじめ行為については、学校生活の様子を見ているだけでは発見、解決は困難である。関係機関と連携し、早急に対応していくことが重要である。

9. 重大事態への対応

(1) 重大事態・緊急事態の発生

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じている。
 - ・生徒が自殺を図る場合
 - ・精神性の疾患を発症する場合
 - ・身体に重大な障害を負う場合
 - ・高額の商品を奪い取られる場合 ※ 犯罪行為
- ② 生徒が長期間にわたり学校を欠席することを余儀なくされている。
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続しないが断続的に欠席を繰り返す場合

(2) 重大事態時の報告・調査協力

- ① 道教委への報告

- ② 道教委設置の緊急調査組織の協力依頼
- ③ 管内支援チーム・関係機関への支援要請

別紙1

1 「いじめられている生徒」のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないようにする。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	☐ 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない。 ☐ 教員と視線を合わせず、うつむいている。 ☐ 体調不良を訴える。 ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れる。 ☐ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	☐ 保健室・トイレに行くようになる。 ☐ 教材等の忘れ物が目立つ。 ☐ 机周りが散乱している。 ☐ 決められた座席と異なる席に着いている。 ☐ 教科書・ノートに汚れがある。 ☐ 突然個人名が出される。
休み時間等	☐ 弁当にいたずらをされる。 ☐ 昼食を教室の自分の席で食べない。 ☐ 用のない場所にいることが多い。 ☐ ふざけ合っているが表情がさえない。 ☐ 衣服が汚れていたりしている。 ☐ 一人で清掃している。
放課後等	☐ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 ☐ 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 「いじめている生徒」のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン

- ☐ 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
- ☐ ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
- ☐ 教員が近づくと、不自然に分散したりする。
- ☐ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

別紙2

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
☐ 嫌なあだ名が聞こえる。 ☐ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 ☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 ☐ 筆記用具等の貸し借りが多い。
☐ 壁等にいたずら、落書きがある。 ☐ 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

サ イ ン
☐ 学校や友人のことを話さなくなる。 ☐ 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 ☐ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 ☐ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 ☐ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 ☐ 不審な電話やメールがある。 ☐ 遊ぶ友達が急に変わる。 ☐ 部屋に閉じこもったり、家から出ない。
☐ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 ☐ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 ☐ 登校時刻になると体調不良を訴える。 ☐ 食欲不振・不眠を訴える。
☐ 学習時間が減る。 ☐ 成績が下がる。
☐ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 ☐ 自転車がよくパンクする。 ☐ 家庭の品物、金銭がなくなる。 ☐ 大きな額の金銭を欲しがる。